

『水草研究会誌』掲載報文等利用許諾基準

2018年11月24日制定

- 1) 印刷媒体のコピー、転載等
 - a) 『水草研究会誌』に掲載された報文等の著者（以下、単に「著者」という）は、自らの名において論集・著作集を印刷媒体で作成するとき、それが掲載された『水草研究会誌』の版面（以下、単に「版面」という）をそのまま使用するのでない限り、その報文等を水草研究会（以下、単に「研究会」という）の許諾なしに転載することができる。ただし、この場合、著者は前記印刷媒体の中で出典を明らかにすることを要するものとする。なお、出版業者などの第三者が著者に対し印税・原稿料の趣旨で金銭の提供を申し出たときは、著者は研究会に報告することなくこれを受領することができるものとする。
 - b) 第三者が研究会に対し『水草研究会誌』掲載の報文等の転載許可を求めたときは、研究会は当該著者の許諾があることを確認し、その転載が適当であるかどうかを判断したうえで、許否を決するものとする。著者（ないしはその遺族）が所在不明である場合に限り、研究会は自ら前記の判断を行う。ただし、版面を利用して出版することは、当該著者の許諾があっても、原則として許されないものとする。なお上記の転載が行われ、第三者が印税・原稿料の趣旨で著者に対し金銭の支払いを申し出たときは、前項の例によるものとするが、当該著者が所在不明の場合においては、研究会がこれを受領し、自らの目的に照らしてこれを利用するものとする。
 - c) 著者は、『水草研究会誌』に掲載された著者の報文等の抜刷を、研究会の許諾なしに複写し、かつそれを配布することができるものとする。
 - d) 著者は、研究会の許諾なしに、自らの『水草研究会誌』に掲載された報文等をその所属する他の機関、又は研究会が発行する出版物、および助成金の支給を受けた機関若しくは団体等への報告書に転載し、或は添付することができる。その場合、出典を明らかにすることを条件として、版面の利用も許されるものとする。
- 2) 電子媒体でのコピー、転載等著者が『水草研究会誌』に掲載された報文等を自己の所有するサーバ、もしくは著者の所属する機関の運営するサーバに、機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表する際には、必ず投稿後最終原稿の pdf ファイルのみを掲載するものとし、その他の方法は許されない。なお、上記掲載にあたっては必ず、i) 研究会が電子媒体で公表しているフルテキスト（版面の pdf ファイル）へのリンク、並びに ii) 報文の出典、iii) 著作権者を明示するものとし、掲載の時期は、研究会の電子媒体フルテキストによる公表の時期より早くてはならないものとする。以上の条件を充たす場合に限り、当該掲載には研究会の許諾を要せず、その他の場合においては、別途研究会の許諾を要するものとする。